

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和39年8月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から41年3月まで

国民年金制度が発足した昭和36年4月から夫婦二人で加入して保険料を納付していた。39年7月から国民年金が未加入となっているが、当時、国民年金をやめた記憶も無いので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から夫婦二人で国民年金に加入して、二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、事実、昭和36年1月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立人は申立期間以外に未納及び未加入期間は無の上、その妻においては、申立期間を含めてすべての保険料を納付している。

また、申立人は昭和36年4月から39年6月まで国民年金に加入し保険料納付しているが、当該期間は厚生年金保険に加入していることから、本来、国民年金に加入できない期間である。加えて、社会保険庁の記録では同年7月に国民年金の資格を喪失した経過があるが、仮に厚生年金保険に加入していることを理由として資格を喪失したのであれば、国民年金の加入が取り消されて保険料が還付されるべきところ、当時、取消処理や保険料が還付された形跡は無の上、ほかに同年7月で国民年金の資格を喪失する理由も見当たらないことから、同年7月で資格を喪失しているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 39 年 7 月は厚生年金被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和53年2月21日、資格喪失日が平成11年12月21日とされ、当該期間のうち、昭和53年2月21日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年2月21日とし、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月21日から同年3月1日まで

A社本社から同社B工場に転勤した時点における厚生年金保険被保険者記録は、昭和53年2月21日資格喪失、同年3月1日資格取得となっており、1か月間の空白があるが、継続して勤務していたので、この期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場における厚生年金保険の被保険者記録には、同社同工場が申立人の同社本社から同社同工場への転勤に係る通知を確認の上、当時の事務処理誤りを理由として、昭和53年3月1日から同年2月21日への資格取得日訂正届を平成20年8月26日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所において訂正処理が行われた後の申立人の被保険者資格の得喪等が記録されている。ただし、当該期間については、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し、上記期間について年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしいと申し立てているものであるが、当該事業所から社会保険事務所に提出された「厚生年金保険被保

険者資格取得届訂正届」及び人事記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和 53 年 2 月 21 日に A 社本社から同社 B 工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 53 年 3 月の資格取得時点における社会保険事務所の記録から 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は不明と回答しているものの、同事業所 B 工場が保管していた申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届によると、その被保険者資格取得日は昭和 53 年 3 月 1 日と確認できることから、事業主は、申立期間当時において、申立人に係る被保険者資格取得日を社会保険事務所の記録どおりに届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年6月まで

昭和61年4月に会社を退職して、A市役所で国民年金の加入手続を妻の加入手続と同時期に行った。当時は病院に通っていたので、国民健康保険の加入手続も同時期に行った。保険料額についてははっきり憶えていないが、毎月期限内に市役所の窓口で納付していた。

当時の年金手帳や領収書等は引っ越しの際に整理してしまって無いが、申立期間について保険料を納付していたはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和61年4月に会社を退職し、国民年金の加入手続をその妻の加入手続と同時期にA市で行ったと主張しているところ、同市の被保険者名簿において、その妻の同年4月の資格取得の手続が同年6月に行われたことが確認できるものの、申立人については、被保険者名簿の存在は確認できない上、申立人に対して、申立期間中に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人が申立期間における国民年金の加入手続を同市役所で行ったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から53年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年8月から53年1月まで
昭和48年8月に夫が就職して厚生年金保険に加入したときに、会社の事務担当者から国民年金への加入を勧められ加入手続を行った。
その時に5年間さかのぼって保険料を納付できると聞いたので、5年分まとめて納付した。その後は毎月婦人会の人に納付していた。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和48年8月ごろに国民年金の加入手続をして5年間さかのぼって国民年金保険料を納付し、その後は毎月婦人会の集金人に納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは53年2月であり、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、申立期間中において被用者年金制度の被保険者の配偶者であったので、国民年金の加入は任意であることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年2月の時点で、申立期間にさかのぼって国民年金に加入することはできなかつた上、ほかにさかのぼって保険料を納付した事情も見当たらない。

さらに、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月から同年 8 月 1 日まで
(A社)
② 昭和 42 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
(A社又はB社若しくはC社)
③ 昭和 42 年 4 月 15 日から同年 12 月まで
(C社)
④ 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで
(D社)
⑤ 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで
(E社)
⑥ 昭和 49 年 11 月 1 日から同年 12 月 2 日まで
(F社)
⑦ 昭和 54 年 4 月 26 日から同年 6 月 22 日まで
(G社)

申立期間①にはA社、申立期間②にはA社又はB社若しくはC社、申立期間③にはC社、申立期間④にはD社、申立期間⑤にはE社、申立期間⑥にはF社、申立期間⑦にはG社に勤めていたことは間違いないので、これらの期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA社における厚生年金保険被保険者資格取得日である昭和 41 年 8 月 1 日より前の同年 6 月に入社したと申述しているところ、社会保険庁の記録によると、同社は平成 3 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡してい

ることから、関連資料及び回答を得ることができない上、申立人の勤務開始日について、同僚からも明確な証言が得られないことから、申立期間①において、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

また、当該事業所の当時の従業員に確認したところ、実際の入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が相違している者が複数名存在することが判明したことから、同事業所の事業主は一定の試用期間を設けていた事情がうかがえ、申立人の申立期間①が2か月間であることを踏まえると、試用期間中であったことが推認できる。

- 2 申立期間②について、申立人はA社を退職後すぐにB社又はC社に勤務したと記憶していることから、A社における退職日を調査したところ、同僚から「昭和42年の新年会の際、退職した申立人を誘った」との明確な証言が得られたことにより、少なくとも申立人が同社に引き続き勤務していた事情はうかがえない。

また、B社又はC社に勤務していた事実を調査したが、両社の商業法人登記簿は取得できない上、当時の事業主の所在も不明であることから、関連資料及び回答を得ることができず、同僚からも勤務開始日に係る明確な証言が得られないことから、申立人の両社における勤務実態を確認することができない。

さらに、両事業所において厚生年金保険の記録が確認できる従業員からの「両社共に試用期間が3か月くらいあったような気がする」との証言により、申立人の申立期間②が2か月であることを踏まえると、申立期間②は試用期間中であったことが推認できる上、申立人が記憶している複数の同僚に係る厚生年金保険の記録も両事業所において見当たらないことを踏まえると、事業主は、すべての従業員について入社と同時に厚生年金保険被保険者資格取得の届出を行っていた事情はうかがえない。

加えて、社会保険事務所が保有しているB社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号にも欠番は無い上、C社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の被保険者資格取得日は昭和42年3月1日と記録されており、その事務処理に不自然さはうかがえないことから、社会保険事務所が申立人の申立期間②に係る記録を欠落させたとは考え難い。

- 3 申立期間③について、申立人はC社の資格喪失日である昭和42年4月15日以降も継続して、同年12月まで勤務していたと申し立てているが、申立人の厚生年金保険被保険者記録によると、申立期間③の一部を含む同年5月29日から同年8月26日までの期間については、別の事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、少なくとも申立人は同年5月29日前に同社を退職していたことが推認できる。

また、前述のとおり当該事業所の事業主から申立人の勤務状況を確認することができない上、同僚等からも証言が得られないことから、申立人が

昭和 42 年 5 月 28 日まで同事業所に勤務していたことを推認することができない。

- 4 申立期間④について、申立人はD社に勤務していた当時の同僚の氏名を記憶しておらず、事業主も「病気のため、昔のことは覚えていない」と証言していることから、勤務の事実を確認することができない。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が退職した後の昭和 46 年 5 月 1 日であり、それ以前に事業主が厚生年金保険の適用事業所としての手続を行った形跡は見当たらず、事業主を含めた厚生年金保険被保険者全員の資格取得日も同日になっていることから、申立期間について、申立人が同事業所において厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

- 5 申立期間⑤について、申立人は「E社に昭和 48 年 4 月 1 日から勤務し、途中でF社に異動になった」と申述しているところ、申立人の雇用保険記録によれば、E社における加入記録は確認できないものの、申立期間⑤のうち昭和 49 年 6 月 1 日から次の申立期間⑥に係る事業所であるF社において加入していることが確認できることから、申立人は申立期間⑤のうちF社が設立となった日以降、申立期間⑤当時において、厚生年金保険の適用事業所としての手続がなされていなかった同社に所属していたことも考えられる。

また、E社及びF社を引き継いだそれぞれの現在の関係事業所は「申立人は臨時雇用であったと推察されるが、書類の保存期限を経過しており、申立人の記録は残っていない」と回答している上、同僚等からの証言も得られないことから、申立期間⑤のうち昭和 49 年 6 月 1 日までの期間において、申立人がE社又はF社に勤務していた事実を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保有しているE社に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号にも欠番は無い上、申立人のF社における被保険者資格取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 49 年 7 月 1 日であることから、社会保険事務所が申立人の両社に係る記録を欠落させたとは考え難い。

なお、申立人は申立期間⑤において、適正に国民年金に加入し、その保険料について現年度納付をしていることが確認できる。

- 6 申立期間⑥について、申立人のF社における雇用保険の加入記録は、昭和 49 年 6 月 1 日から 50 年 3 月 31 日まで認められるものの、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 49 年 7 月 1 日から被保険者資格喪失日である 50 年 4 月 1 日までの期間のうち、49 年 11 月 1 日から同年 12 月 2 日までが空白期間となっている。

このことについて、当該事業所を引き継いだ現在の関係事業所に照会したところ、「当時の事情を知る者はおらず、申立人に係る記録も残っていない」と回答しており、当該事業所における厚生年金保険被保険者が申立

人のみであるために、同僚等の証言も得ることができないことから、申立人の申立期間⑥における雇用条件等の確認ができない。

また、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る被保険者原票によれば、申立人の被保険者資格喪失日は昭和49年11月1日と記録されており、それに伴う健康保険証の返納が同年11月6日になされていることが確認できる。

なお、社会保険事務所が保有している申立人に係る国民年金被保険者台帳によれば、申立人は申立期間⑥の空白期間において、その記録に基づき適正に国民年金の資格取得及び資格喪失の手続を行っていることから、申立人又はその母親は、申立期間⑥において厚生年金保険の被保険者ではなかったことを知り得ていた事情もうかがえる。

- 7 申立期間⑦について、申立人がG社に勤務していたことは、当時の従業員の証言からうかがえるものの、勤務開始日及び勤務終了日までは特定できない。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が退職した後の昭和57年10月1日であり、それ以前に事業主が厚生年金保険の適用事業所としての手続を行った形跡は見当たらず、事業主を含めた厚生年金保険被保険者全員の資格取得日は同日以降になっていることから、申立期間について、申立人が同事業所において厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

- 8 申立人は各申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月から23年12月まで
尋常高等小学校を卒業後、A社（後のB社。現在は合併し、C社）に入社した。勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、申立人の具体的な申述内容及び申立人の記憶していた同僚の証言により推認できるものの、当時の事業主は既に死亡しており、後継事業所においても資料が保存されていないことから、勤務期間を特定することができない。

また、社会保険事務所が保有している健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において記録が確認できる従業員には昭和生まれの者はおらず、申立期間後に被保険者資格を取得している昭和4年生まれの従業員について、当時の同僚は、その資格取得日より前から勤務していたと証言していることに加え、このほかにも昭和生まれの2名が同日に被保険者資格を取得していることから、事業主は、一定の年齢要件を設けていた事情がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保有している厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立期間において、申立人に厚生年金保険被保険者証が払い出された形跡はうかがえない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 63 年 12 月まで
昭和 60 年 9 月に A 公共職業安定所の紹介で B 社に入社した。当時は、橋、水門、ダムの建設作業に従事していた。勤務していたことは間違いないので、この期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた B 社における昭和 63 年分源泉徴収票及び同社における雇用保険の加入記録(①昭和 60 年 9 月 9 日から同年 10 月 15 日までの期間、②同年 11 月 24 日から 61 年 12 月 15 日までの期間、③62 年 6 月 1 日から同年 11 月 29 日までの期間及び④63 年 2 月 1 日から同年 12 月 26 日までの期間)によると、申立期間とは合致しないものの、申立人は同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の加入について当該事業所に照会したところ、「弊社において現場作業員として勤務していた場合、雇用保険に加入させた上で、健康保険については C 国民健康保険組合の D 組合員としており、同組合員は厚生年金保険に加入させていなかった」との回答が得られ、申立人の雇用保険の加入記録は確認できるものの、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことを踏まえると、申立人は厚生年金保険の被保険者とはされない現場作業員であったことが推認できる。

また、当該事業所は昭和 63 年 4 月 1 日に厚生年金保険と制度的に一体である厚生年金基金 (E 厚生年金基金) に加入しているが、同基金における申立人の加入記録は確認できない上、社会保険事務所が保有する健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン上の記録において整理番号に欠番が見当たらないことから、社会保険事務所が申立人の同事業所に係る記録

を欠落させたとは考え難い。

さらに、前述の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額について、当時の申立人の年間給与支払総額から試算すると、厚生年金保険料を含むものとしては著しく少額である上、当該事業所にもその控除額を確認したところ、「雇用保険料及びC国民健康保険料相当額であり、厚生年金保険料は含まれていない」と回答していることから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたとは認め難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から33年12月22日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、脱退手当金支給済みと記録されていることを初めて知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の被保険者資格喪失日である昭和33年12月の前後約2年以内に資格喪失した51名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、51名全員について脱退手当金の支給記録が確認できる上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づいて計算されており、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年3月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。